

## 西宮市中学校夜間学級在学者就学助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法第1条の中学校夜間学級に在学している者（ただし、勤労学生でない未成年の在学者については在学者の保護者等（親権者若しくは後見人又は在学者の学資を実質的に負担する者をいう。以下同じ。））に対し、経済的負担の一部を軽減し、就学を援助することを目的として、就学助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

### (交付対象者)

第2条 この就学助成金の交付対象者は、次に掲げる要件にすべて該当する者とする。

- (1) 中学校夜間学級在学者が本市に居住していること。
- (2) 在学者（勤労学生でない未成年の在学者については在学者の保護者等）、同居の家族及び同一生計の家族の助成金申請年度の前年中の所得が別に定める所得基準に該当すること。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助又は第17条の規定による生業扶助を受給していないこと。
- (3) 在学者の授業出席状況が良好であること。

### (交付額及び交付期間)

第3条 この就学助成金の交付額は、西宮市就学奨励金規則第2条第2項の学用品費を参考に予算の範囲内で毎年度定める。但し、同一者の交付期間は入学から3年を限度とする。

### (交付申請)

第4条 この就学助成金の交付を受けようとする者は、西宮市中学校夜間学級在学者就学助成金交付申請書、在学証明書及び所得に関する証明書類を、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 前条に規定する申請書に基づいて、市長は就学助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知する。

### (請求及び交付時期)

第6条 交付決定を受けた者は、市長の指定のする期日までに請求書を提出する。

- 2 市長は、交付決定を受けた者の請求により3月末に就学助成金を口座振替の方法により交付する。

### (交付決定の取消し及び助成金の返還)

第7条 この要綱第2条に規定する交付対象者の資格要件を喪失した場合は、交付決定を変更または取消し、すでに交付した就学助成金を返還させることがある。

- 2 申請者から請求のあった振込先口座が、連絡なく解約等により振込不能となった場合、辞退したものとみなし交付決定を取消す。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、就学助成金の交付について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。